

新 旧 対 照 表

(注) 下線を付した部分は、改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">法人番号システム Web-API 機能利用規約</p> <p>第 1 条 (省略)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (省略)</p> <p>一・二 (省略)</p> <p>三 「法人番号保有者」とは、「<u>行政手続</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)の規定により法人番号の指定を受けた者をいいます。</p> <p>四 (省略)</p> <p>五 <u>「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」(以下「適格請求書発行事業者公表サイト」といいます。)</u>とは、<u>適格請求書発行事業者の情報を公表するためのウェブサイト</u>をいいます。</p> <p>六 <u>「適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能」とは、利用者のシステムからインターネット等を通じて情報取得に関する要求を送信することで、利用者のシステムで必要な適格請求書発行事業者の情報を取得することを可能とする機能</u>をいいます。</p> <p>七 <u>「アプリケーション ID」(以下「ID」といいます。)</u>とは、<u>本機能及び適格請求書発行事業者公表システム Web-API 機能(以下「本機能等」といいます。)</u>の利用者を特定するために国税庁が利用者に提供する符号をいいます。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">法人番号システム Web-API 機能利用規約</p> <p>第 1 条 (同左)</p> <p>(定義)</p> <p>第 2 条 (同左)</p> <p>一・二 (同左)</p> <p>三 「法人番号保有者」とは、「<u>行政機関</u>における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(平成 25 年法律第 27 号)の規定により法人番号の指定を受けた者をいいます。</p> <p>四 (同左)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>五 「アプリケーション ID」(以下「ID」といいます。)とは、本機能の利用者を特定するために国税庁が利用者に提供する符号をいいます。</p> <p>六 <u>「アプリケーション ID 発行届出書」とは、本機能を利用しようとする</u></p>

改正後	改正前
<p>八 「アプリケーション ID 発行届出情報」とは、<u>適格請求書発行事業者公表サイトを利用して ID の発行を届け出るために作られる、本機能等を利用しようとする者の法人名又は氏名、メールアドレス、電話番号等の利用者情報をいいます。</u></p> <p>九 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第 3 条 本機能を利用しようとする者は、<u>「アプリケーション ID 発行届出情報」を適格請求書発行事業者公表サイトからインターネット経由で送信する方法により、利用者情報を国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>2 <u>アプリケーション ID 発行届出情報</u>に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、既に発行された ID にも適用されるものとします。また、<u>アプリケーション ID 発行届出情報</u>に使用するメールアドレスは一つとします。</p> <p>3 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、<u>適格請求書発行事業者公表サイトから変更情報をインターネット経由で送信する方法により、速やかに国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p>(ID の通知及び管理等)</p> <p>第 4 条 国税庁は、前条第一項で届出のあった利用者情報を確認した上で、ID を発行し、当該 ID を<u>メール</u>で利用者に通知します。</p>	<p><u>者の法人名又は氏名、所在地又は住所など（以下「利用者情報」といいます。）を記載した届出書をいいます。</u></p> <p>七 「アプリケーション ID 発行届出情報」とは、公表サイトを利用して ID の発行を届け出るために作られる利用者情報をいいます。</p> <p>八 「コンテンツ」とは、本機能が提供する情報をいいます。</p> <p>(利用の届出)</p> <p>第 3 条 本機能を利用しようとする者は、<u>次の各号に掲げるいずれかの方法により利用者情報を国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p>一 <u>「アプリケーション ID 発行届出書」を書面で提出</u></p> <p>二 <u>「アプリケーション ID 発行届出情報」を公表サイトからインターネット等経由で送信</u></p> <p>2 <u>利用者情報</u>に使用するメールアドレスは、別の ID の発行の際に使用していないメールアドレスを届け出るものとし、既に発行された ID にも適用されるものとします。また、<u>利用者情報</u>に使用するメールアドレスは一つとします。</p> <p>3 利用者は、利用者情報に変更が生じた場合は、公表サイトから変更情報を送信するなど、<u>適宜の方法により速やかに変更情報を国税庁に届け出るものとします。</u></p> <p>(ID の通知及び管理等)</p> <p>第 4 条 国税庁は、前条第一項で届出のあった利用者情報を確認した上で、ID を発行し、当該 ID を<u>書面</u>で利用者に通知します。</p>

改正後	改正前
<p>2～4 (省略)</p> <p>5 国税庁は、次の各号のいずれかの日から3年を経過する日までの期間、利用者がIDを使用して、<u>本機能等</u>にアクセスした事績がない場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</p> <p>一 最後に<u>本機能等</u>へのアクセスがあった日</p> <p>二 (省略)</p> <p>第5条～第7条 (省略)</p> <p>(利用可能時間及び利用の停止等)</p> <p>第8条 (省略)</p> <p>2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、事前に公表サイトに掲載して、本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、公表サイトに掲載することなく本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。</p> <p>一～三 (省略)</p> <p>3 (省略)</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第9条 (省略)</p> <p>2 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供（以下「アプリケーション等の提供」といいます。）について、内容の聴取ができるもの</p>	<p>2～4 (同左)</p> <p>5 国税庁は、次の各号のいずれかの日から3年を経過する日までの期間、利用者がIDを使用して本機能にアクセスした事績がない場合、本機能の利用を停止することができるものとします。</p> <p>一 最後に本機能へのアクセスがあった日</p> <p>二 (同左)</p> <p>第5条～第7条 (同左)</p> <p>(利用可能時間及び利用の停止等)</p> <p>第8条 (同左)</p> <p>2 国税庁は、次の各号のいずれかに該当する場合は、<u>利用者に対して、</u>事前に公表サイトに掲載して、本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、公表サイトに掲載することなく本機能の利用の停止、休止又は中断をすることができるものとします。</p> <p>一～三 (同左)</p> <p>3 (同左)</p> <p>(禁止事項)</p> <p>第9条 (同左)</p> <p>2 国税庁は、利用者が前項各号に掲げるいずれかに該当する行為を行ったことを疑うに足りる相当な理由がある場合その他国税庁が必要と認める場合は、利用者に対し、利用状況又は利用者によるアプリケーションの作成、運営及びこれらに関するサービス、コンテンツ等の提供（以下「アプリケーション等の提供」とい<u>う</u>。）について、内容の聴取ができるもの</p>

改正後	改正前
<p>のとし、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求ができるものとします。</p> <p>3 (省略)</p> <p>第10条～第15条 (省略)</p> <p>附則</p> <p>本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、平成30年12月10日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、令和3年8月1日から施行します。</p> <p><u>附則(一部改正)</u></p> <p><u>本利用規約は、令和3年10月1日から施行します。</u></p>	<p>し、聴取の結果、同号に掲げるいずれかに該当する行為を行った場合若しくは行うおそれがあると認められた場合には、必要に応じて、改善要求ができるものとします。</p> <p>3 (同左)</p> <p>第10条～第15条 (同左)</p> <p>附則</p> <p>本利用規約は、平成27年5月29日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、平成29年4月3日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、平成30年12月10日から施行します。</p> <p>附則(一部改正)</p> <p>本利用規約は、令和3年8月1日から施行します。</p> <p><u>(新設)</u></p>